ID:　347

担当部署:　都市政策部 都市基盤室 道路・公園課

処分の概要	料金の徴収
例規名 根拠条項	芦屋市自動車駐車場の設置及び管理に関する条例　第6条
例規番号	平成8年条例第28号

【根拠条文】

（駐車料金の額等）

第6条　駐車場の駐車料金（以下「料金」という。）の額は、別表第2に定める額とする。

2　市長は、回数駐車券（以下「回数券」という。）及び定期駐車券（以下「定期券」という。）を発行することができる。

3　回数券及び定期券の料金の額は、回数券にあっては別表第3、定期券にあっては別表第4のとおりとする。

別表第2（第6条関係）

使用区分	料金
普通駐車	30分ごとに250円（1日の合計額が2,000円を超える場合にあっては2,000円とする。）
夜間駐車（午後7時から翌日午前9時まで（午後12時を超えて利用する場合に限る。））	1回　1,500円

備考

1　1日とは、午前0時から午後12時までの間の利用をいう。

2　夜間駐車の料金が適用となる利用で、駐車した日の午後7時以前又は駐車した日の翌日の午前9時以後の利用がある場合における料金は、夜間駐車の料金に普通駐車の料金を加算する。

別表第3（第6条関係）

回数券の種類	回数券の金額
48度数券	10,000円

備考　この表において、「度数」とは、料金250円相当の利用の単位をいう。

別表第4（第6条関係）

駐車場所	月額料金
地下1階	33,000円
地下2階	29,700円
地下3階	27,500円

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設 定 年 月 日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日